

## 産地パワーアップ事業 都道府県事業実施方針

都道府県名 広島県

策定：平成28年6月2日  
変更：平成29年6月2日  
変更：平成29年10月19日

### 1 目的

広島県は中国四国最大の食料の消費県であるが、県産農産物のシェアは低く、特に野菜については、県産供給量が1割程度に留まっている。こうした中、主食用米の需要量の減少や、国の米政策の見直し等を踏まえ、水稻主体の経営から収益性の高い園芸品目への転換など、競争力のある産地づくりが求められている。

このため、キャベツやレモンなど、需要の高い品目について販売戦略を策定し、農地集積や施設整備など担い手の規模拡大に向けた支援を行うとともに、南部から北部にわたる担い手が連携して計画的な生産・出荷ができる産地形成などにより、県産農産物のシェア拡大や生産性の向上を進め、産業として自立できる農業の確立を図る。

### 2 基本方針

広島県は、小規模零細な稲作主体の個別経営体が大半を占める生産構造から、効率的で安定的な力強い経営体が生産の大部分を担う生産構造への転換を図るため、農地を面的に集積し、効率的な経営を行うことができる集落法人の設立と育成を進め、272法人（H29.3末）が設立されているが、収益性の高い野菜などへの転換や、更なる経営の規模拡大を目指す集落法人は約4割にとどまっている。

今後は、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積の加速化や土地改良などの基盤整備を進めるとともに、大規模農業団地への企業誘致や新規就農者の育成、経営発展を目指す意欲ある担い手への支援などにより、地域農業をけん引する経営力の高い担い手の育成を図る。

また、実需者ニーズに応える農産物の生産体制や流通体制を構築し、販売戦略の実現に向けた取組により、生産拡大を目指す産地を支援する。

なお、本県は、収益性が高く、業務用等の需要が多い品目などを重点的に取り組む品目に選定しており、これらを中心に推進を図ることとする。

実施にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定し、当該目標の達成が見込まれる取組を対象とする。

#### ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

##### 【目標設定の考え方】

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）及び関係通知に基づく。

#### ②販売額又は所得額の10%以上の増加

##### 【目標設定の考え方】

実施要綱、実施要領及び関係通知に基づく。

作物名		戦略的推進方向	
①重点品目	野菜	キャベツ	機械化一貫体系による大規模栽培が可能で、標高差を活かした産地間連携によるお好み焼き等業務用出荷を拡大する。
		トマト	標高差を活かした産地間連携により、量販店等への周年供給体制を確立するとともに、県内外への出荷を拡大する。
		ねぎ	新規生産者育成等による生産量拡大により周年供給体制を強化し、県外の量販店等への出荷を拡大する。
		軟弱野菜（※1）	新規生産者育成と担い手の規模拡大により生産額を拡大する。また、機械化一貫体系による加工業務用出荷に取り組む。
		わけぎ	生産量全国一位で広島県の特産品としてのメリットを追求し、県外の量販店等への出荷を拡大する。
		アスパラガス	施設化による長期安定供給体制の確立と産地間連携により、県内外の量販店等への出荷を拡大する。
	果樹	レモン	生産量全国一位と栽培技術の蓄積の強みを活かし、周年安定供給の確立と業務需要の拡大を図り、かんきつ経営の柱の一つとなるように推進する。
		いしじ	本県発祥で、糖度が高く、酸味が少ない消費者ニーズに適した品種特性を活かし、12～1月の主要品目として、ブランド化を推進する。
		はるか	食味の良さや食べ方の提案により、需要が拡大している。3～5月の品目として生産拡大を推進し、アジア等への輸出品目としても取り組む。
		ぶどう	集落法人等の経営高度化品目として推進し、既存産地と連携して6～11月まで広島県産ぶどうを県内消費者に提供できる期間を拡大する。
		いちじく	設備費が比較的安価で、面積当たりの収益性が高く、新規に取り組みやすいため、県内外の需要に対応した生産を拡大する。
	花き	きく	今後も需要の増加が見込めるため、業務用にも対応できる産地の生産を拡大する。
	品目②振興	水稲、たまねぎ、さといも、にんじん、ばれいしょ、きゅうり、だいこん、なす、いちご、くわい、ピーマン、かぼちゃ、ブロッコリー及びその他地域プロジェクト（※2）に位置付けられた品目	

（※1）ほうれんそう、こまつな、みずな、しゅんぎく、チンゲンサイ

（※2）地域プロジェクトとは、2020広島県農林水産業チャレンジプランの序章の5の（6）に定める、「地域自らが描いた計画等を達成するために実施する地域が主体となった取組のうち、農林水産業を再構築し、産業構造の改革を加速させる取組」をいう。

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

#### （1）本事業の推進・指導

産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県・市町が一体となって、推進・指導に当たるものとする。

#### （2）地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である市町に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。  
また、産地パワーアップ計画に係る審査は、市町での実施後、県農林水産事務所（農林事業所）が実施することとする。

### 4 取組要件

#### （1）取組主体の要件

取組主体については、実施要綱及び実施要領に定める者とする。

ただし、農業者が取組主体となる場合、認定農業者又は認定新規就農者であることとする。

また、果樹については「果樹産地構造改革計画」に定められた担い手を対象に含めることとする。

(2) その他の要件

① 整備事業（基金事業において整備事業を行う場合を含む。以下同じ。）

対象作物	取組要件
重点品目	実施要綱及び実施要領により実施する。

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
重点品目及び振興品目	<p>○ 実施要綱及び実施要領により実施する。</p> <p>○ 果樹の植え替えを行う場合の対象品目・品種</p> <p>レモンは、リスボン、ビラフランカ又はアレンユーレカを対象品種とする。 (栽培面積において全国シェアが一定割合以上あり、かつ広島県において一定割合以上を占める主要品種である。 これらは、ハウス栽培や低温貯蔵により1年を通した供給体制を整えており、全国的にも競争力のある品種である。 また、広島県産レモンは2008年に「広島レモン」で地域団体商標を取得し、生産を振興しているため。)</p> <p>なしは、幸水、豊水又は新水を対象品種とする。 (広島県内でこれまでに広く普及し生産されている品種であり、中国地方の中でも広島県の栽培面積が最大である。 このため、引き続き一定の需要が見込まれ競争力がある品種である。)</p> <p>ぶどうは、ピオーネ、マスカット・ベリーA又はデラウェアを対象品種とする。 (広島県内で生産されるぶどうの中で栽培面積が広く、ぶどう生産の主力品種である。 また、一定のシェアがあり、引き続き需要が見込まれる。)</p>

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
重点品目及び振興品目	実施要綱及び実施要領により実施する。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### 1 計画申請時

#### (1) 整備事業

①概算設計書, 見積書等, 事業費の積算根拠となる資料, ②費用対効果分析, ③施設の規模算定根拠, ④施設の能力, 稼働期間等の詳細, ⑤位置, 配置図, 平面図, ⑥施設の管理運営規程, ⑦収支計画, ⑧再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合), ⑨前年度の青色申告書(農業者の場合) など

#### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

[共通] ①申請者の規約(農業者の組織する団体の場合), ②機械の利用計画, ③営農計画書, ④能力・台数などの算定根拠, ⑤見積書, ⑥カタログ など

[農業機械等の購入の場合] ①費用対効果分析, ②経営面積等の拡大又は地域のモデルとなる農業機械等であることが分かる書類, ③前年度の青色申告書(農業者の場合)

[中古機械の場合] ①仕様(法定耐用年数満了までの年数, 使用の実績(走行距離等)の条件を含む), ②価格の適正性を検証した書類

[資材購入の場合] ①ほ場配置図(ハウスの場合)

[改植の場合] ①改植実施園の位置図

#### (3) 全般

4(1)に定める取組主体の要件を満たしている又は取組年度内に満たすことが確実に見込まれることが分かる書類

### 2 請求時

#### 【現場検査】

写真撮影等により実施

#### 【確認書類】

#### (1) 整備事業

①出来高設計書, ②入札関係書類, ③契約書, ④納品書・請求書, ⑤領収書(支払い済みの場合), ⑥財産管理台帳など

#### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

①機械・資材の購入及びリース導入に係る入札関係書類, ②発注書, ③リース契約書, ④借受証, ⑤納品書・請求書, ⑥領収書(支払済みの場合), ⑦財産管理台帳 など

※果樹の改植は, 果樹農業好循環形成総合対策事業と混同しないよう明確に区分し, 対象経費の確認等適切な事務処理を行うこと。

## 6 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定方法

県事業計画に位置付ける産地パワーアップ計画の認定については、原則一計画一品目とし、次の考え方により優先順位を設定し、ポイントの高い計画から認定する。

1 整備事業で国に要望を提出し、都道府県別予算枠の整備事業算定額の算定対象となった整備事業計画を含む計画については、必要とする補助金額が算定額の範囲内である場合、優先的に認定する。

2 次に、上記以外の地区の計画認定については次の考え方による。

(1) 基本的な考え方

「2 基本方針」に記載の品目について、次の優先順位で産地パワーアップ計画を認定する。

①重点品目

②振興品目

(2) (1)の「①重点品目」、「②振興品目」の中での優先順位の考え方

成果目標を販売額の向上としている場合はA及びBのポイントと、所得額の向上としている場合はC及びDのポイントと、生産コスト又は集出荷・加エコストの削減率としている場合はE及びFのポイントと、Gのポイントを合計し、ポイントの高い産地パワーアップ計画を優先する。

ただし、3経営体以上が共同で利用する施設の整備を行う場合は、ポイントを2倍とする。

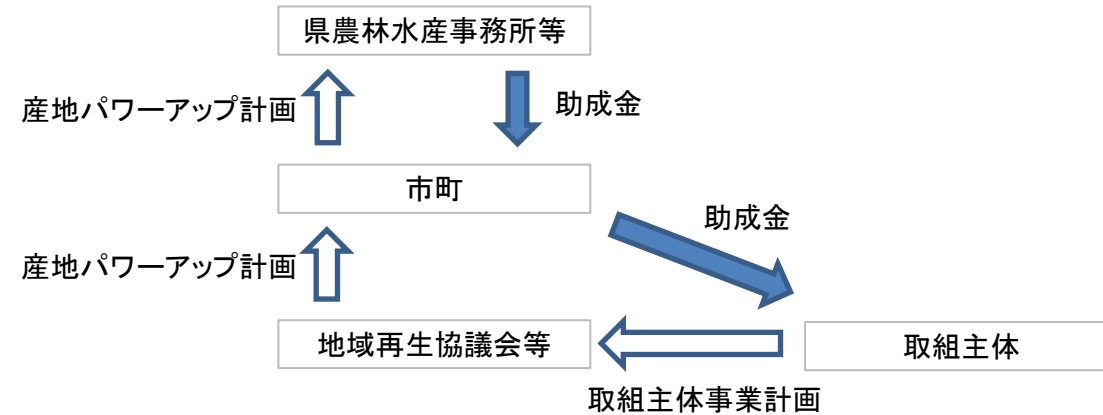
A 総販売額の向上額	向上額10,000千円につき1ポイント
B 総販売額の向上率	向上率4%につき1ポイント ただし、上限は10ポイントとする。
C 総所得額の向上額	向上額5,000千円につき1ポイント
D 総所得額の向上率	向上率2%につき1ポイント ただし、上限は10ポイントとする
E 生産コスト又は集出荷・加エコストの削減額	削減額5,000千円につき1ポイント
F 生産コスト又は集出荷・加エコストの削減率	削減率2%につき1ポイント ただし、上限は10ポイントとする。
G 地域プロジェクトに位置付けられた取組	3ポイント

(3) 複数のパワーアップ計画が同ポイントの場合の対応

販売額又は所得額の向上額、又は生産コスト等の削減額が大きい計画を優先する。

## 7 取組主体助成金の交付方法

県は、市町を通じて取組主体に助成金を交付するものとする。



## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は次の各条件を満たし、又は遵守するものとする。

- ・産地パワーアップ計画の目標年度に、成果目標の達成が確実と見込まれるものとする。
- ・事業実施にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
また、消費税等相当額を減額せずに申請を行い、その後においてその金額が確定した場合には、その金額を報告し、返還しなければならない。
- ・本事業により整備した施設・機械等を常に良好な状態で管理し、その設置目的に即してもっとも効率的な運用を図らなければならない。
- ・本事業により整備した施設・機械等を、県知事の承認を受けないで、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。  
ただし、当該施設・機械等の処分制限年月日を経過した場合はこの限りでない。
- ・本事業にかかる助成金を受けた後に、産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに市町長を通じて県知事に報告し、その指示に従って助成金を返納しなければならない。
- ・事業完了後は、本事業の事業実施状況報告及び事業評価を行わなければならない。

その他、実施要綱及び実施要領に準じる。

## 9 その他

この方針は事業の実施等につき必要な事項が発生した場合には随時見直すこととする。